
4001. 出港前報告

業務コード	業務名
AMR	出港前報告

1. 業務概要

本船利用船会社単位（共同運航の場合は、各本船利用船会社の自社単位）及び船積港単位に、船舶情報^{*1}、B/L^{*2}及びコンテナ情報等の出港前報告を行う。

なお、本業務で報告された情報の訂正及び削除は、「出港前報告訂正（CMR）」業務で行う。ただし、船舶情報の訂正に伴う再報告^{*3}は本業務で行う。

本業務は「出港日時報告（ATD）」業務が行われるまでの間、実施することができる。報告された情報は、一定期間経過後、システムから削除される。

（*1）船舶情報とは、以下の5項目を指す（以下、同様）。

- ①船舶コード
- ②航海番号
- ③船会社コード
- ④船積港コード
- ⑤船積港枝番

（*2）B/Lの種類は以下のとおりとする。

- ①「オーシャン（マスター）B/L」

本業務またはCMR業務（以下、「本業務等」という。）で登録されるB/L。

- ②「ハウスB/L」

「出港前報告（ハウスB/L）（AHR）」業務または「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務（以下、「AHR業務等」という。）でハウスB/Lとして登録されるB/L。

- ③「マスターB/L」

オーシャン（マスター）B/Lのうち、ハウスB/Lと関連付けされているB/L、またはマスターB/L識別に「M」を入力したB/L。

（*3）既に本業務等で登録済みのB/Lに対して船舶情報のいずれかに訂正があった場合は、以下の通り再報告を行う必要がある。

なお、AHR業務等で登録されたマスターB/Lの場合で、本業務等が行われていない場合は、船舶情報の訂正に伴う再報告^{*3}にはあたらない。

- ・訂正後の船舶情報に対してATD業務が行われていない場合は、本業務または「出港前報告船舶情報訂正（CMV）」による再報告。
- ・訂正後の船舶情報に対してATD業務が行われている場合は、CMR業務またはCMV業務による再報告。

2. 入力者

船会社、船舶代理店

3. 制限事項

- ①1 B/Lで指定可能なコンテナ番号は最大200件とする。
- ②1業務で入力可能なコンテナ番号は最大200件とする。
- ③船舶情報に対して登録可能なオーシャン（マスター）B/L件数は最大9999件とする。
- ④1 B/Lで訂正可能な回数は999回とする。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②入力者が船会社の場合は、入力された船会社コードに対する利用者であること。

③入力者が船舶代理店の場合は、以下のいずれかの条件を満たすこと。

- ・入力された船卸港が日本の港でない。
- ・入力された船卸港が日本の港である場合は、船卸港において本船利用船会社との受委託関係がシステムに登録されている。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 船舶DBチェック

積載船名及び船舶国籍コードを入力しない場合は、入力された船舶コードに対して「船舶基本情報登録 (VBX)」業務または「船舶基本情報等事前登録 (WBX)」業務が行われていること。

(4) 出港前報告情報DBチェック

入力されたB/Lが登録されている場合は、以下のチェックを行う。

①ハウスB/Lでないこと。

②既に本業務等で登録済みのオーシャン (マスター) B/Lである場合は、以下の4点を満たすこと。

- ・仕出港コードが訂正されていないこと。
- ・船舶情報のいずれかが訂正されていること。
- ・船卸許可申請中でないこと。
- ・「出港前報告B/L関連付け (BLL)」業務により変更前B/Lまたは変更後B/Lである旨が登録されていないこと。

(5) 出港前報告管理DBチェック

①入力された船舶情報に対してATD業務が行われていないこと。

②入力されたB/Lが登録されている場合は、B/Lに登録されている船舶情報に対してATD業務またはCMV業務による内部処理中でないこと。

(6) 貨物情報DBチェック

入力されたB/Lが登録されている場合は、BLL業務により変更後B/Lである旨が登録されていないこと。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 重量比較判定処理

「マスターB/Lに登録されている総重量」と「関連付けられているハウスB/Lの総重量の総計」を比較判定する。

(3) 出港前報告情報不一致判定処理

(A) 出港前報告情報処理

(a) 報告期限超過判定

報告期限までに「出港前報告」が行われていることを判定する。

- (b) ハウスB/L未登録判定
 マスターB/Lに対してハウスB/Lが関連付けられていることを判定する。
- (c) マスターB/L未登録判定
 マスターB/Lに対して出港前報告が行われていることを判定する。
- (d) 船舶情報不一致判定
 マスターB/LとハウスB/Lの船舶情報が同一であることを判定する。
- (B) 貨物情報処理
 入力されたB/Lが貨物情報DBに存在する場合は、当該B/Lに対して以下の判定を行う。
- (a) 出港前報告未済判定
 本業務等により出港前報告が行われていることを判定する。
- (b) 出港日時報告未済判定
 A T D業務により出港日時報告が行われていることを判定する。
- (4) 出港前報告情報DB処理
- (A) 入力されたオーシャン（マスター）B/Lに対する処理
- ①入力された情報を登録する。
 - ②重量比較判定処理及び出港前報告情報不一致判定処理（報告期限超過判定、ハウスB/L未登録判定、マスターB/L未登録判定、船舶情報不一致判定）の結果を登録する。
 - ③以下の条件をすべて満たす場合は、貨物情報DBに登録されているリスク分析結果の事前通知を引き継ぐ。
 - ・船舶情報の訂正に伴う再報告*³でない。
 - ・入力されたB/Lが貨物情報DBに登録されている。
 - ・貨物情報DBにリスク分析結果の事前通知が登録されている。
 - ④船舶情報の訂正に伴う再報告*³である場合は、登録されている出港日時（A T D業務で入力された日時）及び日本時間に換算した出港日時を取り消す。
- (B) 入力されたマスターB/Lに関連付けられているハウスB/Lに対する処理
 マスターB/Lの船舶情報に準ずる旨の登録がある場合は、以下の処理を行う。
- ①出港前報告情報不一致判定処理（報告期限超過判定）の結果を登録する。
 - ②船舶情報の訂正に伴う再報告*³である場合は、登録されている出港日時（A T D業務で入力された日時）及び日本時間に換算した出港日時を取り消す。
- (5) 出港前報告管理DB処理
- ①入力された情報および登録状況に基づき、処理対象の船舶情報に対して出港前報告されたB/L件数の加減算処理を行う。
 - ②①の結果、処理対象の船舶情報に対して出港前報告されたB/L件数が0件になった場合は、削除対象とする旨を登録する。
- (6) 貨物情報DB処理
 以下の条件をすべて満たす場合に処理を行う。
- ①入力されたB/Lが貨物情報DBに登録されている。
 - ②M F R業務で登録された貨物情報である。
 - ③コンテナ詰貨物である。
 - ④コンテナタイプコードが「P L」以外のコンテナが登録されている。
 - ⑤仮陸揚貨物の旨が登録されている場合は、最終仕向地コードが国外港でない。
 - ⑥船積港が国内港でない。
 - ⑦C M F O 3業務が行われている場合は、船卸確認済でない。
- (A) 通常の登録の場合
 出港前報告情報不一致判定処理（出港前報告未済判定、出港日時報告未済判定）の結果を登録する。

(B) 船舶情報の訂正に伴う再報告^{*3}の場合

- ①出港前報告情報不一致判定処理（出港前報告未済判定、出港日時報告未済判定）の結果を登録する。
- ②登録されている出港日時（A T D業務で入力された日時）を取り消す。

(7) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
ハウスB/L報告完了 通知情報	マスターB/Lの場合で、ハウスB/L報告完了の旨が登録されている場合	入力者
マスターB/L報告状 況通知情報	マスターB/Lの場合で、ハウスB/L報告完了の旨が登録されている場合	入力されたマスターB/Lに関連付けられているAHR業務等実施者
関連ハウス事前通知状 況情報	関連するハウスB/Lヘリスク分析結果の事前通知が行われている場合	入力者
出港前報告情報		税関

7. 特記事項

(1) B/Lの出港前報告日時について

本業務を行った日本時間における日時を、出港前報告日時とする。

(2) マスターB/Lに対して船舶情報の訂正に伴う再報告^{*3}を行った場合の注意点

マスターB/Lに対して船舶情報の訂正に伴う再報告^{*3}を行った場合でも、関連付けられたハウスB/Lの船舶情報は訂正されないため、ハウスB/Lに対してもAHR業務等により、船舶情報の訂正に伴う再報告^{*3}を行う必要がある。

ただし、マスターB/Lの船舶情報に準ずる旨が登録されているハウスB/Lは除く。

(3) 「積荷目録情報登録（一括）（MFI）」業務または「積荷目録提出（DMF）」業務による貨物情報登録機能を利用する場合の注意点

MFI業務またはDMF業務は、本業務で登録された情報を元にMFR業務の自動起動を行う。本業務とMFR業務とではチェック内容が異なるため、MFI業務またはDMF業務におけるMFR業務の自動起動機能を利用する場合は「入力項目表」の記載事項及び以下の点について注意が必要である。

①以下の3点を満たさない場合は、MFI業務またはDMF業務におけるMFR業務の自動起動機能の対象外として出港前報告情報DBに登録される。

- ・コンテナオペレーション会社コードを入力していること。（ただし、MFI業務を利用する場合で、MFI業務実施時にコンテナオペレーション会社を入力する場合は処理対象となる）
- ・船卸港コードに日本の港を入力していること。
- ・コンテナ番号を入力した場合は、荷渡形態コード、バンニング形態コード及びコンテナ条約適用識別を入力していること。

- ②船舶コードが船舶DBに登録されていない場合は、MFI業務またはDMF業務の実施前にVBX業務またはWBX業務で登録する必要がある。
- ③本業務では、積荷目録管理DB、貨物情報DB、コンテナ情報DB及び包括保税運送DBに対するチェックを行っていない。
- ④本業務では、MFR業務における以下の制限チェックを行っていない。
- ・ 1コンテナで指定可能なB/Lは最大100件とする。
 - ・ 1船舶コードに対して本業務を行える利用船会社数は、最大20件とする。
 - ・ 1船卸港コードに対して指定できるコンテナオペレーション会社数は、最大5件とする。
 - ・ 1船舶コードに対して登録可能なB/L及びコンテナ番号は、合計で最大9999件とする。